

民主党原案・修正案と与党原案・修正案との論点对比表

相違点は5項目

論 点	民 主 党 原 案 (H18.5.26提出)	民 主 党 修 正 案 骨 子 (案) (H19.4.9)	与 党 修 正 案 (H19.3.27)	与 党 原 案 (H18.5.26提出)	
当初原案において相違していた6項目とこれに係る修正内容	1. 国民投票の対象	・国政重要問題（一般的国民投票）も含める	国政重要問題のうち、憲法改正の対象となり得る問題、統治機構に関する問題、生命倫理に関する問題その他の国民投票の対象とするにふさわしい問題として別に法律で定める問題」を対象とする ・本法施行までに上記の法制を整備	・憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度」に関しては、その是非及び具体的制度設計について速やかに検討を加え、必要な措置を講じる	憲法改正に限定
	2. 投票権者の範囲	・18歳以上の日本国民（16歳への引下げも可） ・本法施行までに関連法令を整備	・18歳以上の日本国民 ・本法施行までに関連法令を整備  (経過措置は規定しない)	同 左  ・改正公選法等が施行されるまでの間は、「20歳以上」とする経過措置	20歳以上
	3. 投票用紙への記載方法と「過半数」の意義	・ のみを記載 投票総数の過半数	・ 賛成」反対」を で囲むか、二重線等で消す ・ (無効票を少なくする措置を講じた上で)賛成票・反対票を合計した「投票総数」の過半数	同 左	・ ×を記載 有効投票総数の過半数
	4. 国民投票運動が全面禁止される特定公務員	選管職員等のみ禁止	・選管職員等のみ禁止	同 左	・選管職員等のほか裁判官・検察官・警察官等も禁止
	5. 公務員等の運動制限 (1) 地位利用による国民投票運動の禁止	(規定なし)	・ 地位利用」の範囲を明確にした上で、禁止する ただし、違反行為に対する罰則は設けない	同 左	・不当な地位利用は禁止 違反行為には刑事罰
	(2) 政治活動の制限	・国公法・地公法等の政治的行為の制限規定を適用	・国公法・地公法等の政治的行為の制限規定を全面適用除外	・本法施行までに、憲法改正に関する賛否の勧誘その他の意見表明が制限されることとならないよう、国公法等に関し必要な法改正を行う	(民主党原案に同じ)
6. 賄収罪	(規定なし)	・与党原案よりもさらに要件を限定した上で、設ける	同 左	・組織的」多数人」など要件を限定して規定	
当初原案において共通していた事項に係る修正項目とその内容	7. 国民投票の広報のあり方 (1) 国民投票公報の内容	憲法改正案の解説等を記載	・ 解説等」は客観的・中立的な分かりやすい説明とする旨明記	同 左	(民主党原案に同じ)
	(2) 説明会の開催	説明会を各地で開催	・説明会の開催規定は、削除	同 左	(民主党原案に同じ)
	(3) テレビ・新聞等の無料枠の割当て	・国会における議席数を基準として各政党に割当て	・議席数按分ではなく、賛否平等に割当て ・政党が指名する団体の利用も可  新聞の無料枠は削除	同 左  (新聞の無料枠も原案どおり存置)	(民主党原案に同じ)
	8. テレビ等における有料広告(スポットCM)	投票期日前7日間に限って、禁止	・禁止期間を発議から投票期日までの全期間とする  ・放送法に定める政治的公平に留意する旨の確認規定	・禁止期間を2週間に延長  同 左	(民主党原案に同じ)
	9. 施行期日等	・公布後2年後に施行	・公布後3年後に施行 ・それまでの間は、憲法審査会は調査に専念することを明記	同 左	(民主党原案に同じ)

